福岡県公報

令和八年十月十三日
第七百三十五号
増　刊
①

目　次

規　則（第五十二号）
○生活保護法施行細則の一部を改正する規則　（保護・援護課）……一
教育委員会
○福岡県立高等学校学則の一部を改正する規則　（教育庁高校教育課）……一一
○福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
（教育庁高校教育課）……一二

規　則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年十月十三日

福岡県知事　服部　誠太郎

福岡県規則第五十二号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和五十二年福岡県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項中「及び居宅移行支援加算」を「、居宅移行支援加算及びＩＣＴ活用推進等加算」に改める。

様式第二十七号その一中「㊞」を削る。

様式第二十九号中「㊞」を削る。

様式第八十三号を次のように改める。

定期発行日　毎週火金曜日
〔発行〕〒812－8577　福岡市博多区東公園７番７号　福岡県　総務部法務・県民情報課　（電話 092－643－3028）
〔作成〕〒810－0011　福岡市中央区高砂一丁目６番１９号　株式会社西日本高速印刷　（電話 092－531－1766）

様式第 83 号(第 23 条)

第　　号
年　　月　　日

殿　　保健福祉(環境)事務所長

進学・就職準備給付金支給(不支給)決定通知書

年　　月　　日付で申請された生活保護法による進学・就職準備給付金を、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

○　支給の可否
□　支給
□　不支給

○　進学・就職準備給付金を支給する場合、支給額、支給日、支給方法
支給額　　円
支給日　　年　　月　　日

○　不支給の場合、その理由

○　この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

(備考)
(1)　この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対し審査請求をすることができます(なお､決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
(2)　上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に､福岡県を被告として(訴訟において福岡県を代表する者は福岡県知事となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても､裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
(3)　進学・就職準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

様式第八十五号、様式第八十六号及び様式第八十九号中「印」を削る。

様式第九十号及び様式第九十一号その一を次のように改める。

様式第９０号(第25条)

第　　号

年　　月　　日

殿

福　岡　県　知　事

日常生活支援委託事務費支弁基準額設定通知書

年　月　日付けであった(　新規施設の認定　変更の届出　加算の認定申請　)について、以下のとおり一般事務費単価の設定及び加算の認定をしたので通知します。

1	施設種別	日常生活支援住居施設
2	施設名	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
3	地域区分	(　＿＿＿／100の地域　　その他の地域　)
4	入所定員	＿＿＿世帯＿＿＿人
5	重点的要支援者の全入所者数に占める割合	＿＿＿＿％
6	一般事務費単価	＿＿＿＿円
7	支援体制加算	＿＿＿＿円・(　Ⅰ　Ⅱ　Ⅲ　非該当　)
8	宿直体制加算	＿＿＿＿円・(1人体制　2人体制　3人体制　非該当)
9	居宅移行支援加算	＿＿＿＿円・(該当　非該当)
10	施設機能強化推進費(ICT活用推進等)	＿＿＿＿円・(該当　非該当)
11	適用期間	＿＿年＿＿月 ～　＿＿年＿＿月
12	その他	

様式第９１号その１(第25条)

日常生活支援委託事務費に係る各種加算対象施設認定申請書

年　月　日

福岡県知事　殿

所在地
法人名
代表者

日常生活支援委託事務費に係る各種加算対象施設の認定について、関係書類を添えて申請します。

1　日常生活支援施設の名称

2　原因(該当する項目に☑)
□　年度改定
□　定員変更
□　従業員等の増減
□　その他(　　)

3　申請内容
(1)　支援体制加算
年　月から
□　Ⅰ(10：1)
□　Ⅱ(7.5：1)
□　Ⅲ(5：1)
□　なし(対象外)

(2)　宿直体制加算
年　月から
□　1人体制
□　2人体制
□　3人体制
□　なし(対象外)

(3)　居宅移行支援加算
年　月から
□　あり
□　なし(対象外)

(4)　ICT活用推進等加算
□　あり
□　なし(対象外)

4　添付書類
(1)　従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表〔様式第91号その2〕
(2)　月別の入居者数・重点的要支援者数一覧〔様式第91号その3〕
(3)　ICT活用推進等加算申請・報告書〔様式第91号その4〕
(4)　その他必要な書類

様式第九十一号その三の次に次の二様式を加える。

様式第９１号その４（第25条）

ＩＣＴ活用推進等加算　（申請／報告書）

１　施設の名称及び所在地：
２　設置主体及び経営主体：
３　入所者の定員及び現員：
４　申請（支出済）額　　：
５　事業内容等　　：
(1)事業実施計画（実績）及び支出予定（済）額

事業の種類	事業名	事業内容		支出予定（済）額			
		実施時期	内容	総事業費	科目	金額	積算内容
				円		円	
合計	事業						

様式第９１号その５(第25条)

年度　　ICT活用推進等加算実施報告書

年　　月　　日

1　施　　設　　名：
2　施 設 所 在 地：

区分 / 項目	①　ICT機器導入	②通信環境整備等	③介護機器等導入	④生産性向上の取組	⑤第三者評価 受審促進
報告区分	新規・継続	新規・継続	新規・継続	新規・継続	新規・継続
導入時期	年　　月	年　　月	年　　月	年　　月	年　　月
経費	総事業費　　円 加算基礎額　　円	総事業費　　円 加算基礎額　　円	総事業費　　円 加算基礎額　　円	総事業費　　円 加算基礎額　　円	総事業費　　円 加算基礎額　　円
委員会 設置年月	年　　月	年　　月	年　　月	年　　月	年　　月
年度内 会議回数	回	回	回	回	回
効果測定 (目標の達成状況確認等)	(例)・年次有給休暇の全体（一人当たり）取得率の変化：現状○%（日）→目標○%（日）→実績○%（日）　・余暇項目のうち、できない項目の改善：現状○%→目標○%→実績○% ・総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の変化：現状○%（時間）→目標○%（時間）→実績○%（時間）　・利用者調査における改善点：現状○個→目標○個→実績○個 ・身体的理由に対する離職率の低下・腰痛軽減の変化：現状○%（人）→目標○%（人）→実績○%（人）　・転倒事故等の改善：現状○件→目標○件→実績○件 ・ケース入力時間の短縮／一人当たり（総数）：現状○%（時間）→目標○%（時間）→実績○%（時間）　・業務の棚卸の具体的な改善箇所：現状○箇所→目標○箇所→実績○箇所				

（注意点事項）

1　ICT活用推進等加算の取組を行った場合、当該取組について、導入後3年間は、毎年度、当該委員会において効果測定（目標の達成状況確認等）を行い、必要に応じ目標の見直しを行うこと。
2　経費については、上段に総事業費、下段に加算基準額を記入すること。
3　効果測定欄には、設定した目標に係る現状、当該目標の達成度を（例）を参考に数値等で具体的に記入すること。また目標を変更した場合には、検討内容を簡潔に記入すること。
4　記入枠が不足する場合は適宜、行を追加して記入すること。

様式第九十二号その一を次のように改める。

様式第９２号その１(第25条)

年　月　日

日常生活支援委託事務費請求書　(　　年　月分)

殿

所在地
名称
代表者
施設名
責任者

標記について、以下のとおり請求いたします。

請求金額　　円

【事業所基本情報】

定員	一般事務費 単価	支援体制加算	宿直体制加算	居住移行 支援加算	施設機能強化推進 費(ICT活用推進等)	委託事務費 支弁基準額

【事業実績】(貴福祉事務所分)

委託対象 世帯	委託事務費 算定対象日数

個別支援計画未作成		重点的 要支援者
3月未満	3月以上	

本人支払額 合　計

人員欠如状況

【内訳】：別添委託入所者一覧表のとおり

【振込先】

金融機関	
支店名	
口座番号	
口座名義	

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際、現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

教育委員会

福岡県立高等学校学則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年十月十三日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第六号

福岡県立高等学校学則の一部を改正する規則

福岡県立高等学校学則（昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表中

16	福岡県立戸畑高等学校	全日制	普通（二四〇）	を
16	福岡県立戸畑高等学校	全日制	普通（二〇〇）	に、
27	福岡県立折尾高等学校	全日制	総合ビジネス（四〇）、ビジネス情報（四〇）、生活デザイン（八〇）	を
27	福岡県立折尾高等学校	全日制	ビジネス創造（八〇）、生活デザイン（八〇）	に、
31	福岡県立光陵高等学校	全日制	普通（四〇〇）	を
31	福岡県立光陵高等学校	全日制	普通（三六〇）	に、
33	福岡県立玄界高等学校	全日制	普通（三六〇）	を
33	福岡県立玄界高等学校	全日制	普通（三二〇）	に、
34	福岡県立新宮高等学校	全日制	普通（四〇〇）、理数（四〇）	を
34	福岡県立新宮高等学校	全日制	普通（三六〇）、理数（四〇）	に、
39	福岡県立香椎高等学校	全日制	普通（四〇〇）、ファッションデザイン（四〇）	を
39	福岡県立香椎高等学校	全日制	普通（三六〇）、ファッションデザイン（四〇）	に、
45	福岡県立福岡中央高等学校	全日制	普通（四〇〇）	を
45	福岡県立福岡中央高等学校	全日制	普通（三六〇）	に、
46	福岡県立城南高等学校	全日制	普通（四四〇）	を
46	福岡県立城南高等学校	全日制	普通（四〇〇）	に、
49	福岡県立福岡講倫館高等学校	全日制	総合学科（三六〇）	を
49	福岡県立福岡講倫館高等学校	全日制	総合学科（三二〇）	に、
54	福岡県立太宰府高等学校	全日制	普通（二四〇）、芸術（四〇）	を
54	福岡県立太宰府高等学校	全日制	普通（二〇〇）、芸術（四〇）	に、
61	福岡県立小郡高等学校	全日制	普通（二四〇）	を
61	福岡県立小郡高等学校	全日制	普通（二八〇）	に、
64	福岡県立明善高等学校	全日制	普通（二八〇）、理数（四〇）	を
64	福岡県立明善高等学校	定時制	普通（四〇）	に、
64	福岡県立明善高等学校	全日制	普通（二四〇）、理数（四〇）	を
64	福岡県立明善高等学校	定時制	普通（四〇）	に、

68	福岡県立伝習館高等学校	全日制	普通（二〇〇）
68	福岡県立伝習館高等学校	全日制	普通（一六〇）
70	福岡県立三池高等学校	全日制	普通（二〇〇）
70	福岡県立三池高等学校	全日制	普通（一六〇）
83	福岡県立田川高等学校	全日制	普通（二〇〇）
83	福岡県立田川高等学校	全日制	未来探究（二〇〇）
88	福岡県立嘉穂高等学校	全日制	普通（二八〇）、理数（四〇）
88	福岡県立嘉穂高等学校	全日制	普通（二四〇）、理数（四〇）

を　に、　を　に、　を　に、　を　に

改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県立高等学校学則の規定は、令和九年度以降に入学する者から適用する。

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年十月十三日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第七号

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中

普通科（同科に置かれるコース及び単位制による課程を除く。）	全日制課程	別表第一のとおり。
普通科に置かれるコース		
普通科（単位制による課程）		県内全域
文理共創科		別表第二のとおり。
農業に関する学科		県内全域
工業に関する学科（同科に置かれるコースを含む。）		
商業に関する学科		
水産に関する学科		
家庭に関する学科		
情報に関する学科		
福祉に関する学科		
理数に関する学科		別表第二のとおり。
外国語に関する学科		
芸術に関する学科		県内全域
総合学科		
専攻科		

を

普通科（同科に置かれるコース及び単位制による課程を除く。）	全日制課程	別表第一のとおり。
普通科に置かれるコース		県内全域
普通科（単位制による課程）		
普通科以外の普通教育を主とする学科		別表第二のとおり。
農業に関する学科		県内全域
工業に関する学科（同科に置かれるコースを含む。）		
商業に関する学科		
水産に関する学科		
家庭に関する学科		
情報に関する学科		
福祉に関する学科		

に

改める。

別表第一中

理数に関する学科	別表第二のとおり。	
外国語に関する学科		
芸術に関する学科		
総合学科	県内全域	
専攻科		

を

第十一学区	
田川郡	田川市
東鷹	田川

に

改める。

別表第二中

高等学校名	地域名
（文理共創科）	
八幡	北九州地区

を

高等学校名	地域名
（普通科以外の普通教育を主とする学科（文理共創科））	
八幡	北九州地区
（普通科以外の普通教育を主とする学科（未来探究科））	
田川	筑豊地区

に

改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の規定は、令和九年度以降に入学する者から適用する。